
資料4-1 環境省の取組について

令和7年6月18日
熱中症対策推進会議

- 改正気候変動適応法が令和6年4月1日に全面施行
- 熱中症対策の一層の強化を図るための取組のうち、令和7年度に実施する主な取組は次のとおり

1. 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）等の運用

- ◆ 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）※¹及び熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）を運用。

＜令和7年度の運用期間：令和7年4月23日～令和7年10月22日＞

熱中症警戒アラート延べ発表回数（令和7年6月18日時点）
令和7年 延べ発表回数※² 32回（令和6年 同時期9回）

- ◆ 熱中症特別警戒アラートが発表されたときを想定し、都道府県担当者を対象に**伝達訓練**を4月に実施。

※¹ 気象庁と合同で発表

※² 同一地域を複数回としてカウント

2. 地方公共団体職員向けの研修の実施

- ◆ 独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）において、地域における熱中症対策の推進のための**地方公共団体職員向けの研修**を実施（対面、オンライン、e-ラーニング）。

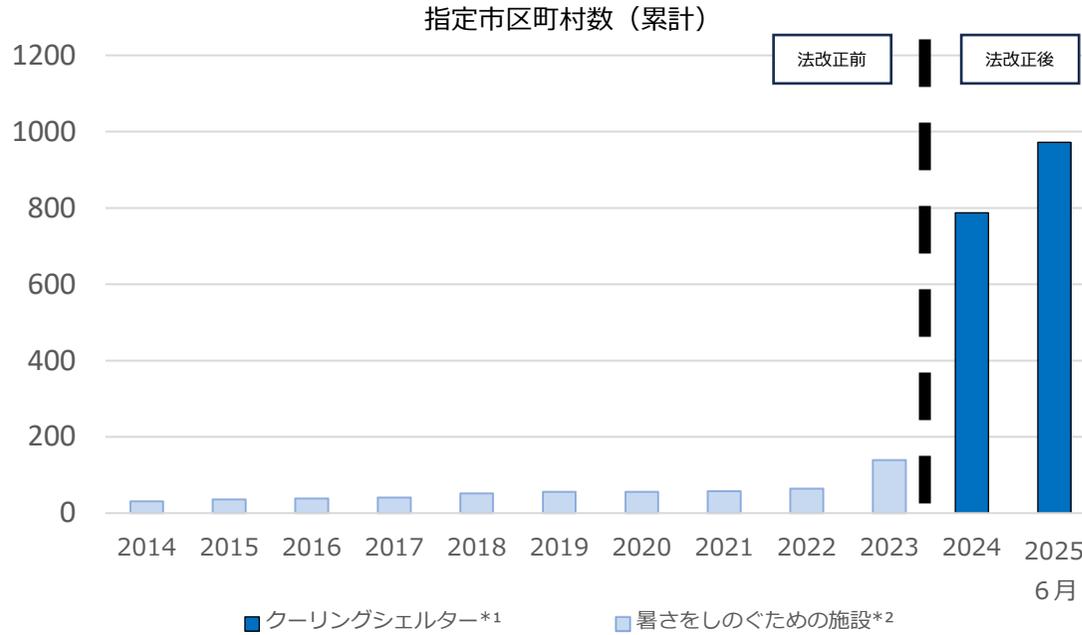
＜令和7年度予定＞

対面12箇所、オンライン2回、e-learning（随時）
（令和6年度参加者数実績 合計延べ1,281人）



＜令和6年7月12日山形会場＞

クーリングシェルター*1を指定している市区町村数の推移

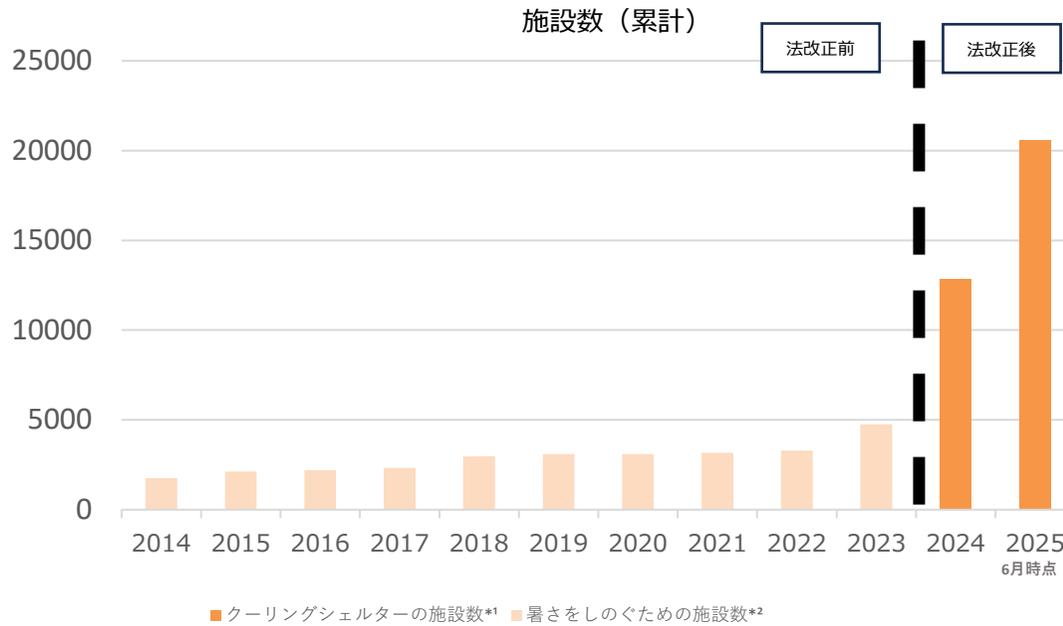


気候変動法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定している市区町村数は、全市区町村数の半数を超える972市区町村に増加している。

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024*3	2025 6月*4
クーリングシェルター指定市区町村数（累計）	31	36	39	41	52	56	56	58	64	139	787	972
クーリングシェルターまたは暑さをしのぐための施設開設市区町村数*5（累計）											999	1,054

*1 気候変動適応法改正法第21条で規定する指定暑熱避難施設
 *2 指定暑熱避難施設以外の施設であって、自治体で開設している暑さをしのぐという趣旨に合致している施設
 *3 2024年の値は、令和6年7月2日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ報告を受けた情報より作成。
 *4 令和7年5月30日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ6月11日までに報告を受けた情報より作成。
 *5 2014年から2023年の値は、令和5年12月実施の「令和5年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」より作成。

クーリングシェルター※1施設数の推移



気候変動法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定された施設数は、昨年度よりさらに増加し、約20,000施設が指定。

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024*2	2025*3
クーリングシェルター施設数※4	1,758	2,123	2,192	2,317	2,980	3,104	3,104	3,175	3,289	4,758	12,860	20,600

* 1 気候変動適応法改正法第21条で規定する指定暑熱避難施設

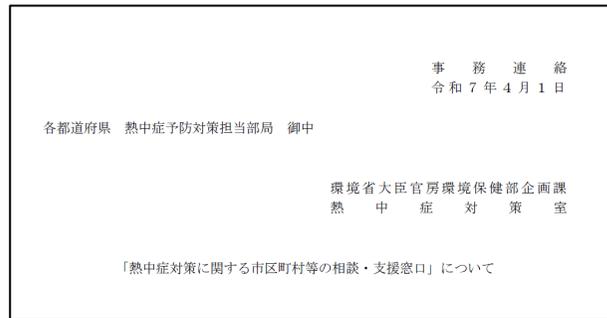
* 2 令和6年7月2日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ報告を受けた情報をもとに作成。

* 3 令和7年5月30日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ6月11日までに報告を受けた情報より作成。

* 4 2014年から2023年の値は、暑さをしのぐための施設数。令和5年12月実施の「令和5年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」より作成。

4. 熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口の開設

- ◆ 熱中症対策として、高齢者等への見守り、声かけ等の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援する「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」をR6年12月からR7年3月に設置。
- ◆ R7年4月以降は、市区町村等の熱中症対策支援に取り組んでいる独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）において対応する。



【事務連絡】「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」
について（令和7年4月1日）



5. 熱中症環境保健マニュアルの改訂

- ◆ R6年より、熱中症環境保健マニュアルの改訂作業を行っており、法改正内容の反映や、記載内容を整理。
（総論編と各論編に分ける、読み手を踏まえた記載を調整等）
- ◆ R7年夏に総論編として要約版を先行公開予定。

6. 普及啓発の取組

- ◆ 『熱中症予防強化キャンペーン』の一環として、関係府省庁や関係機関が一体となり普及啓発を強化し、国民の意識を高めることが重要。
- ◆ 関係府省庁や民間企業等にも協力を募り、効果的な発信を行う。

環境省サイトやSNSによる情報発信

- ① 環境省熱中症予防情報サイトに、熱中症予防に資する情報や暑さ指数等の情報を掲載。

<サイト訪問数（ページビュー）>
 令和6年(4/24~10/23)
 : 約1億700万ビュー
 令和5年(4/26~10/25)
 : 約7,600万ビュー



<熱中症予防情報サイト>

- ② 環境省では公式XやFacebook、LINEアカウントから熱中症の情報を発信。

<登録者数（6月18日時点）>
 X : 約35万人
 Facebook : 約8.3千人
 LINE : 約40万人
 （LINEは熱中症関連のみの発信）

- 熱中症関連府省庁と連携し、随時情報発信

動画作成・活用

環境省Youtubeによる配信とデジタルサイネージにて啓発。



<※写真は豊島区より提供>

15秒、30秒、60秒の各テーマ別の動画を作成し、情報発信。



◆ 企業・団体と連携した普及啓発

熱中症予防イベント出席

暑熱環境への適応策の一環として、企業や自治体などと連携し「大手町・丸の内・有楽町夏祭り 2025『丸の内 de 打ち水』」を実施予定。



<※写真は昨年度>

ラジオを通じた普及啓発

高齢者をはじめとした多くの方が利用するラジオにおいて、熱中症対策に関する情報等の発信を予定。



<※写真は昨年度>

鉄道事業者によるポスター掲示

主要駅において、ポスターを掲示し利用者に対して熱中症対策に関する情報発信を実施予定。

(R6：全国42箇所、246枚)

(R7：全国59箇所、245枚)



<※写真は昨年度>

大型ビジョンを活用した情報発信

原宿表参道ビジョン等の全国21箇所の大型ビジョンにおいて、当該地域の暑さ指数情報等を放映予定（7/1～8/31）。



<※写真は昨年度>

今後、講演会を通じた熱中症対策における情報提供を予定。